

電源開発株式会社  
「今ノ山風力発電事業（仮称）計画段階環境配慮書」  
に対する意見について

平成26年5月30日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「今ノ山風力発電事業（仮称）計画段階環境配慮書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。  
意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：高知県土佐清水市及び三原村
- ・原動力の種類：風力
- ・出力：44,700kW(15～23基程度)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成26年 3月 4日
環境大臣意見受理	平成26年 4月18日

問合せ先：電力安全課 磯部、日野  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)

電源開発株式会社  
「今ノ山風力発電事業（仮称）計画段階環境配慮書」  
に対する意見について

1. 動物に対する影響

本事業の事業実施想定区域の一部は鳥獣保護区に指定されており、また、文献調査において、周辺地域を含め、イヌワシ、サシバ等の猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の風力発電設備及び取付道路等の付帯施設（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は規模、あるいは、事業区域の絞り込み（以下「配置等」という。）の検討及び工事計画等の策定に当たっては、鳥獣の専門家等の意見を聴取し、可能な限り鳥獣への影響を回避するよう配慮すること。

2. 水生生物に対する影響

工事の実施による溪流等への土砂や濁水の流出に伴い、水生生物への影響が懸念されることから、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、可能な限り土工量を抑制し、かつ、流出等を回避するよう配慮すること。

3. 植物に対する影響

本事業の事業実施想定区域の一部は、アカガシを主体とした自然度の高い照葉樹林となっており、また、事業実施想定区域内の南東側の尾根には、自然植生であるハリモミ群落が残存していることから、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、今後の植生調査及び専門家等の意見の聴取により植生の状況を十分把握し、自然度の高い地点を回避するよう配慮すること。

4. 生態系に対する影響

一般的に尾根筋において森林部を伐開し風力発電設備等を設置すると、新たに生じた林縁部分が、乾燥や強風等による影響を受けやすいことから、当該箇所より森林の劣化が生じるおそれがある。

このため、無立木地や既存道路を活用するなどにより、新たな尾根部の森林の伐開を避け、新たに生じる林縁部分が最小限となるよう、本事業の風力発電設備等の配置等を検討すること。